

# 居宅介護福祉用具購入費及び介護予防福祉用具購入費の支給について

## 1. 福祉用具購入費の支給限度額

①支給限度額は年度10万円

②支給は原則、償還払い。一時的な支払いも困難な場合については、受領委任払いも可能

※受領委任払いが可能な事業者かどうかは、介護保険課にお問い合わせください。

(福祉用具販売事業者が市の方に登録している必要がある為)

③同一種目の用具購入は、原則不可

※身体状況の著しい変化や破損など、例外あり

※再購入の場合には、事前に介護保険課にご相談ください

※劣化による買換え不可：原則、部品交換が優先

危険性により判断しますので、ご相談ください

※浴槽台（浴槽内椅子）

浴槽内と浴槽外（洗い場側）での使用のため

2個購入不可



入浴台・浴槽用手すり等の方法で対応

または、自費購入は可能

## 2. 対象種目

①腰掛便座（補高を補助するものに限る⇒衛生面のためにウオシュレット付きの購入は不可）

②自動排泄処理装置の交換可能部品

③入浴補助用具（入浴用椅子・浴槽用手すり・浴槽内椅子・入浴台・浴室/浴槽内すのこ・入浴用ベルト）

④簡易浴槽

⑤移動用リフトのつり具の部分

⑥排泄予測支援機器

⑦スロープ（設置や撤去、持ち運びができる可搬式のもの除く）

⑧歩行器（歩行車を除く）

⑨単点杖（松葉杖を除く）及び多点杖

※上記⑦～⑨の種目は、令和6年4月1日から、福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で「貸与」と「購入」の選択が可能になりました。

※上記⑦～⑨は、用途や使用場所が異なるなどの必要性が認められる場合に限り、同一種目の複数購入が可能です。申請書類内で複数購入の必要性を明記してください。

※上記⑦～⑨のうち、貸与及び購入を選択できる福祉用具品目については、テクノエイド協会ホームページをご参照ください。

## 3. 福祉用具購入費の申請書類

①狭山市介護保険福祉用具購入費支給申請書…申請者は原則、被保険者本人

②領収書…被保険者本人宛になっているかを確認（コピー可）

複数用具を購入している場合、金額の内訳を記入

税抜き価格が5万円以上の場合、200円分の収入印紙を貼付

③福祉用具のパフレット等…購入した商品が確認できるもの（別商品も掲載されている場合は印を）

④福祉用具サービス計画書の写し…身体状況・ADLの記載が必須

同意署名欄に署名又は捺印、若しくはその両方を記載

※すのこ等オーダー品については①～④に加え寸法等が記載された内訳書が必要となります。

※排泄予測支援機器については①～④に加え下記の2つの書類が必要となります。

(1) 医学的な所見の確認書面（以下いずれか1つ）

- ・ 介護認定審査における主治医の意見書
- ・ サービス担当者介護等における医師の所見
- ・ 介護支援専門員等が聴取した居宅介護サービス計画等に記載する医師の所見
- ・ 個別に取得した医師の診断書

(2) 排泄予測支援機器確認調書

※購入先の販売事業者による記入が必要となります。

#### **4. 申請時の注意点**

①介護認定の新規申請や変更・更新申請をかけている場合、認定結果が出るまでは申請不可

②入院・入所中の場合は、退院・退所するまでは申請不可

#### **5. その他**

①支給申請は月末締め翌月末日払い償還払い・受領委任払い)

②負担割合（1割・2割・3割）については、領収書記載日時点での負担割合を適用

問い合わせ先

介護保険課 管理・保険料担当（内線 1552）